［別記］

かなざわ新町家として宣伝する場合の取扱

1　協力事業者は、新築、改修、設計、販売等を行う住宅をかなざわ新町家として宣伝する場合は、事前に申請書類を協議会に提出し、承認を受けること。

2　前項の規定により承認を受けようとする住宅は、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）かなざわ新町家チェックシート（別紙）に掲載する金澤町家の知恵のうち、次に掲げる知恵を取り入れていること。

・まちの連続性に配慮した配置とする（指針１①）
・地域の特性に応じたまちなみとする（指針２②）
・地域の金澤町家の特徴を踏まえた外観デザインを取り入れる（指針２③）
・勾配のある屋根にする（指針３②）

また、その他の知恵については、できる限り取り入れるよう努めること。

（2）金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成 25 年条例第 1 号)第 22 条第１項に規定する金澤町家保全活用推進区域内に存する住宅（同条例第２条第１項第１号に規定する金澤町家を除く。）であること。

（3）当該承認に係る建築又は改修の工事着手日が、協力事業者登録日以降であること。

3　第１項の承認を受けた者は、当該承認に係る建築又は改修の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書を協議会に提出すること。

4　当該承認に係る建築又は改修の工事の完了後に承認を受けようとする場合は、第１項の申請書類に当該住宅の写真を添付すること。また、第３項の規定は適用しない。

5　かなざわ新町家の設計のみを行い、実際の工事を伴わない場合は、第２項（2）の規定は想定する建築敷地に適用する。また、同項（3）及び第３項の規定は適用しない。

6　第１項の承認を受けた住宅が第２項の要件を満たさないこととなった場合、協議会は承認を取り消すことができる。

7　この取扱に疑義が生じた場合は、協議会に協議するものとする。